

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
千葉県	ちば新農人サポート事業	就農希望者、新規就農者	県内13箇所に新規就農相談センターを設置して就農相談に対応するとともに、就農・定着のためのイベントや研修会を開催する。 ・就農相談(随時受付) ・就農相談会の開催 ・無料職業紹介(農業法人等への就業斡旋、随時受付) ・農業高校生への就農啓発 ・定年帰農者向け研修会の開催 ・新規就農者交流会の開催	随時	—	担い手支援課 043-223-2904 https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaita/kinyuu/ninaita.html	1,2
千葉市	新規就農希望者研修	市内の就農を希望する者で次の要件に該当する方。 (1)市内在住及び在住見込みの方。 (2)研修申し込み時点で、年齢が18歳以上61歳以下の方。 (3)研修終了後、直ちに市内で農業経営を開始する方。 (4)農家子弟にあつては、農業を引き継がず独立した農業経営を希望する方 (5)研修期間中、通所可能な方。 (6)市町村税の未納がない方。	円滑な就農の推進を図ることを目的に、2年3か月に渡る農業の技術及び経営方法の習得のための研修を実施するほか、農地の確保などスムーズに就農できるように支援する。 また、2年目、3年目の研修生に対し、奨励金を交付する(月額5万円)。 (※農業次世代人材投資資金との併用は不可。)	7月1日～10月30日	5人	農業経営支援課担い手育成班 043-228-6273 http://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/sinkin-kari.html	1,2,3,7
	定年帰農者等研修	農家出身者で農業に意欲のある定年退職者等で、市内在住の65歳以下で、市内に農地を所有している方	基礎的な農業知識や栽培実習の研修を行い、円滑に就農できるように支援する。	例年3月頃	10人	農業経営支援課担い手育成班 043-228-6273 http://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/teinenkinou.html	2
	新規就農地再生支援事業	新規就農希望者研修による就農者または認定新規就農者(共に就農後5年以内に限る)。	新規就農者が就農時に必要となる草刈りや土壌改良等の就農地初期整備費を助成し、新規就農者の円滑な就農を支援する。 草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備に要する人件費、消耗品費、原材料費、使用料及び賃借料、燃料費、委託料、手数料等を補助する。 補助率:対象経費の75/100以内 ※補助限度額 10アール当たり45,000円、1人当たり180,000円	随時	2人程度	農業経営支援課担い手育成班 043-228-6273	4
市原市	定年帰農者支援事業	市内でなし生産の援農や就農などを目指す者。	なし生産の基礎的な知識や技術を習得するための研修を2年間行い、なし農家の援農対策と担い手確保を推進する。	—	—	経済部農林業振興課 0436-36-4187	2
	市原市指導農業士・農業士会による新規就農希望者支援	市原市指導農業士・農業士会	市原市指導農業士・農業士会が実施する、新規就農希望者の実地研修受入や就農相談会などの必要経費に対し、100千円/年を上限に補助するもの。	—	—	—	6
八千代市	八千代市農業ボランティア推進事業	八千代市内の農業ボランティア受け入れ農家	受け入れ農家から提出された「農業ボランティア活動受け入れ表」に記載された作業への支援を通じ、農業への理解と就農への興味を持ってもらう事業。	—	—	農政課 047-483-1151 (内線3562)	9
船橋市	農地流動化推進事業	新規就農認定を受けた者の、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りに対して支援する。	貸し手・借り手、両者に対して 新規 3年以上 10,000円/10a 6年以上 20,000円/10a 更新 3年以上 5,000円/10a 6年以上 10,000円/10a	—	—	経済部 農水産課 047-436-2492	7
野田市	都市部の就農希望者に対する就農支援事業	都市部に在住する者で、野田市において新たに就農を希望するもの。	(株)自然共生ファームで借り受けた遊休農地で、野菜の栽培に取り組む。	—	—	野田自然共生ファーム 04-7157-4200	2
柏市	(1)新規就農者への支援・相談活動 (2)就農支援事業補助金 (3)研修里親農家支援事業補助金	(1)新規就農者希望者 (2)独立新規就農者 (3)就農を目的とする研修生を受け入れた農業経営体	(1)新規就農を希望する者に対し、研修受入農家等での実地研修に向けた支援を行う。 (2)独立で新規就農した者に対し、営農開始直後の農業資材等に係る経費に対し60万円を上限として補助を行い、就農後の安定した定着を促進することを目的とする。 (3)柏市内において新規就農希望者の農業研修先及び就農の里親として受け入れる農家に対して、最大月4万円の補助を行う。	—	—	農政課 04-7167-1143	2,4,6

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
我孫子市	新規就農ガイダンス	新規就農希望者	新規就農予定者を対象とした支援策等の説明、現就農者の体験報告等を交えた就農ガイダンスの実施	12月～2月	20名	農政課 04-7185-1481 https://www.city.abiko.chiba.jp/index.html	1
	我孫子市新規就農者支援研修事業	<p><支援対象者> 次のいずれかに該当する者 (1) 我孫子市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」を満たしている者 (2) その他、新規就農に強い意欲を持つ者で、研修を受けることが適当であると我孫子市が特に認めた者</p> <p><条件> ・研修期間は原則として6ヶ月以上1年以内 ・年度途中で研修を行う必要がある場合は、6か月未満の研修期間とすることができる ・当初の研修期間終了後、継続して研修を行うことが適当であると我孫子市が認めた場合は、1年以内の範囲で研修を延長することができる。</p>	農業に関する知識・経験・技術について豊富な実績があると認められる我孫子市内の農業経営者又は農業者団体に研修事業を委託することにより、新規就農者支援のための研修を行う。 研修業務に係る委託金額は、市予算の範囲内で定めるものとする。 <研修単価> ①技術指導 5,000円以内(1人あたり/月) ②技術指導・研修に要する経費 10,000円以内(1人あたり/月)	随時	定めなし		6
	我孫子市新規就農者補助金	<p><支援対象者> (1) 次のいずれにも該当する者 ア 市内に住所を有する者 イ 就農後5年未満の農業者又は農業経営基盤促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた就農予定者 ウ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により本市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしている者 (2) その他市長が特に必要があると認める者</p> <p><条件> 支援内容欄を参照</p>	新規就農者及び新規就農予定者を対象とした補助金の交付 1. 農地を賃借した場合に5年間、年10万円を上限に賃借料を補助。 2. 農業用施設、設備、機材等の整備費について、1/2の補助。ただし、5年間で50万円を上限。 3. 就農研修費について、1/2の補助。ただし、5年間で10万円を上限。 4. 宣伝広告費について、5年間、年10万円を上限に賃借料を補助。	随時	定めなし		3,4,7
	新規就農前練習園場の提供（日秀新田市民農園内）	<p><支援対象者> 市内において就農を目指す者で市長が認めるもの</p>	新規就農予定者が就農に必要な技術、知識を習得するため市民農園内練習園場の提供を行う。 1. 新規就農希望者を募集し面接 2. 農業事務所及び先進農家等による相談、技術指導など（無料） 3. 使用期間2年（更新可）	随時	1区分画		2
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市援農ボランティア事業	援農ボランティア登録希望者	基本的な農業知識を習得するため、「援農ボランティア養成講座」にて専門講師による講義及び農家での実際の実習体験を行い、援農ボランティアの育成を図る。	梨（2月頃） 野菜（8～9月）	定めなし	農業振興課 047-445-1233	2
成田市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	農政課 0476-20-1542	1
	成田市農地集積促進事業補助金交付事業	<p>(1) 法人にあつては市内に事務所又は事業所を有し、個人にあつては本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。</p> <p>(2) ①農地中間管理機構に農地を貸し付け、認定農業者又は認定新規就農者へ転貸された農地を所有する者。 ②農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者又は認定新規就農者。</p>	10年以上の貸し借りに対して 貸付者 4円/m 借受者 6円/m	—	—		7
佐倉市	新規就農サポート	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や農家住宅、農地等のあつせん、地元農家との顔合わせなどを行う。	—	—	農政課 043-484-6142	1.7.8
	佐倉市新規就農者支援事業補助金	<p>新規就農者 ①独立就農者 新規就農者として認められた場合 ②親元就農者 2親等以内の直系尊属のもとで、新たに農業経営を開始した場合</p>	就農に必要な農業機械等の導入経費について、1/2以内を助成する。（限度額：30万円）	—	予算の範囲内		4
	新規就農希望者の農業技術習得の場としての提供（飯野ふれあい農園）	<p><支援対象者> 市内において就農を目指す者</p>	新規就農希望者が就農に必要な技術、知識を習得するために市民農園の一部区画を練習園場として提供 ※先進農家等による相談、技術指導など	随時	現在 定めなし		農政課 043-484-6141
四街道市	四街道市認定新規就農者支援事業補助金	<p>(1) 認定新規就農者であること (2) 市内に居住していること (3) 市内に主たる営農する農地があること</p>	施設・機械等に係る経費を支援（補助率1/2以内 上限20万円）	—	—	産業振興課農政係 043-421-6133	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
八街市	八街市農業後継者育成支援給付金事業	次の各号のいずれにも該当する者 (1)農業経営者になることに強い意欲を有する者 (2)本市に在住し、本市の住民基本台帳に記録されている50歳未満の者 (3)主たる農用地が市内にある者 (4)平成26年4月1日以降の新規就農者であって、就農後3年以内の者	本市における新規就農者の就業意欲の喚起と育成を図ることを目的として、予算の範囲内で、農業の後継者として新たに就農した農業者に対し、月額2万円を最長24ヶ月給付する。	—	—	農政課 043-443-1402	4
印西市	農業版ハローワーク	農業への従事希望者	農家で働いてみたい市民と、労働力を必要としている市内農家の求職及び求人に係る情報について登録し、相互に必要な情報の提供を行う。求職者に対しては登録にあたって複数回の農業研修を行う。	不定期	10名程度	環境経済部農政課 0476-33-4488	1
白井市	援農ボランティア育成・就農支援事業 ・新規就農のステップアップ講座	白井市内での就農希望者・新規就農者	農業経営に必要な基礎知識取得のための講義及び各種支援制度に関する情報提供を行う講座を開催する。	2月	20名程度	市民環境経済部産業振興課 047-492-1111	1
酒々井町	酒々井町担い手育成支援事業	1. 認定農業者等 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③兼業農組織 (当該年度中に上記になることが確実な者を含む。) 2. 経営発展志向農業者 ①経営面積 ・畑作1ha以上 ・水田2ha以上 ・畑作と水田あわせて1.5ha以上 ②施設園芸、その他については、別に町長が判断する。	補助対象 (1)農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、復旧若しくは取得 (2)農地等の改良又は復旧 補助率 1. 認定農業者等 事業費の30%(限度額100万円) 2. 経営発展志向農業者 事業費の15%(限度額50万円)	—	—	経済環境課 043-496-1171	4
香取市	香取市農業後継者新規就農助成金	①農業経営体育成セミナーの受講者 ②将来にわたり農業を営む意欲を有する者 ③市内に住所を有する40歳以下の新規就農者	市の将来を担う優秀な農業後継者を確保し、優れた資質を有する若者を次代の農業の担い手として育て、本市農業の安定した発展を期することを目的としている。 千葉県香取農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、助成金は1人につき毎年12万円とし、基本研修、専門研修及び総合研修の修了年度毎に交付する。	—	—	生活経済部 農政課 生産振興班 0478-50-1258	3
神崎町	新規就農者研修支援事業	町内に住所を有する地域の中心的な農業者を目指す農業経営体育成セミナー参加者	参加費用として年6万円を助成する。 最大3年	—	—	まちづくり課 0478-72-2114	3
	神崎町親元就農促進事業	認定農業者の2親等内の直系単属であって以下の条件を満たす者 ①町内に住所を有し、かつ、町内において農業経営を行う者 ②前年度の年間農業従事日数がおおむね150日以上である者 ③就農日における年齢が55歳未満の者 ④農業次世代人材投資資金(経営開始型)に該当しない者	(1)親元就農支援金 年間20万 最長5年間 (2)機械等整備支援事業 支援金支給期間で1回助成 1/3補助 上限100万円	年度通し	—		4
	神崎町空き家バンク	移住希望者	町内空き家物件情報を提供し、移住就農者に対するの住宅確保を支援。	—	—		8
多古町	新規就農農業経営者研修費助成	町内に住所があり、地域の中心的な農業者を目指す者で、農業経営体育成セミナーを受講した者	農業経営体育成セミナー参加者に対し参加費用として3万円を助成する。	—	—	産業経済課農業振興係 0479-76-5404	3
	多古町アグリセミナー	町内で新規就農を考えている方、就農して間もない方、農業後継者	対象者に向けて、農業の可能性と収益力のある農業経営の基礎を学ぶことができるセミナーを開催。	—	20名		2
東庄町	(1)新規就農農業経営者研修費助成 (2)新規就農希望者への支援・相談活動	(1)農業経営体育成セミナー参加者 (2)新規就農希望者等	(1)農業経営体育成セミナー参加者に対し参加費用として5万円を助成する。 (2)新規就農希望の方に対して、農業委員会、農業事務所等関係機関と連携して農地の相談、補助事業等の説明等の支援を行う	—	—	まちづくり課農政係 0478-86-6076	1. 3. 7
銚子市	農業人材育成確保支援事業 ・新規就農者激励会	新規就農者	新規就農者が市役所、JA、県農業事務所と関係機関を訪問し、激励及びアドバイスを受ける。	—	—	農産課 0479-24-8939	9
匝瑳市	匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金	市内に住所を有する40歳以下の新規就農者で千葉県海匠農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者又は千葉県指導農業士によるおおむね6ヶ月以上の技術研修を受けるものであり、かつ、市税及び国民健康保険税に未納のない者	農業後継者の確保と新規就農者の就業意欲を助長するため、1年度当たり20万円を助成する	—	—	産業振興課 0479-73-0089	4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
旭市	羽ばたくルーキー農業者激励事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①当該年度に新規就農者または翌年度に新規就農予定の者。 ②旭市に住所を置く者。 ③年齢が50歳未満の者。	新規就農者が就農後の支援を受けやすくすることを目的として、関係機関(市役所、JA、県農業事務所)との交流の機会を設ける。	—	—	—	9
	旭市農林水産業後継者育成事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①市内で農林水産業に従事している者。 ②申請日において市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき記録されている者。 ③申請日において50歳未満の者。 ④世帯員全員の市税に未納がない者。	旭市の農林水産業の次世代を担うリーダー及び後継者を育成するための講演会などの開催や研修参加に対し、補助金を交付する事業 【講演会等開催事業】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 100,000円 【研修参加支援事業】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 250,000円	—	—	農水産課 0479-74-3678	3
	旭市新規就農者支援事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①本市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内で農業を営む者。(これから営もうとする者を含む。) ②50歳未満の者。 ③認定新規就農者。 ④本人または配偶者の1親等以内の親族が本市で農業経営をおこなっていない者。 ⑤同一事業につき、同一世帯において補助を受けていない者。 ⑥世帯全員の市税に未納がない者。	新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、旭市内で就農する意志を持った青年等に対し、補助金を交付する事業。 【農業用機械・施設等導入支援】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 500,000円 【農地賃借料支援】 補助率:農地10aあたり20,000円以内 ※補助限度額 200,000円	—	—	—	4.7
東金市	東金市定年退職者等農産物栽培講習会事業	定年退職等しており、農産物生産に興味・意欲のある者	野菜などの栽培方法を農業専門家が直接指導し、将来的に直売所へ出荷可能となる農産物生産者の育成を目指す。	令和2年3月16日(月)～4月1日(水)	30	農政課農林振興係 0475-50-1137	2
山武市	山武市農業後継者新規就農支援事業	1. 3親等以内の親族が経営している農業を継承するものであること。 2. 主たる農用地が市内にあること。 3. 年間150日以上営農していること。	千葉県山武農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額:1人につき6万円/年・最長3年	通年	—	農林水産課 0475-80-1211	3
芝山町	芝山町就農者研修支援事業	〈対象者〉 本町で生産活動を行う農業経営体の後継者及び本町に住所を有し農業技術を習得する研修生しようとする者で、6ヶ月以上の研修を行う者。 本町に住所を有し、就農を目的とする研修生を6ヶ月以上受け入れた農業経営体。	農業者の育成を図るため農業後継者及び新規就農者の研修に対して補助金を交付する。(助成額) 月1万円	—	—	産業振興課農政係 0479-77-3917 http://www.town.shibayama.lg.jp	3
一宮町	農業振興事業 長生農業独立支援センター負担金	将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。 (1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は集落法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。 (2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。 (3)概ね10年以上農業を継続する者。 (4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要なことから、原則300万円以上の資金を有する者。 (5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。 (6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上となることが見込まれる者。	将来の地域の核となる担い手を育成するため、就農意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就農定着されることを目的に一貫した就農支援を行う。	毎年4月1日から翌年3月末日	若干名	産業観光課 TEL0475(42)1428	1、2、3、7
陸沢町	陸沢町若者定住促進事業	若者夫婦世帯が本町に住むために以下の助成を行います。 『若者夫婦世帯』とは…夫婦のどちらかが満40歳以下の世帯 ※平成24年4月1日以降に取得または賃貸契約を締結した方が対象となります。	マイホームの取得、中央団地・長者住宅団地の土地の取得、賃貸住宅等の家賃に助成します。助成額や対象・条件等は、ホームページを参照してください。	—	—	建設課 管理班 0475-44-2522 http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/kurashi/allowance/allowance-live/ 若者世帯の住まいづくりを応援します-陸沢町若.html	8
	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供します。 また、平成30年度より「農地付き空き家バンク」を開始しました。空き家とともに登録された農地を活用し、農業に取り組むことが可能です。詳細はホームページを参照してください。	—	—	まちづくり課 政策班 0475-44-2501 http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/kurashi/sumai/akiya/akiyabank.html	7.8
長生村	農業支援事業	将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。 (1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は集落法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。 (2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。 (3)概ね10年以上農業を継続する者。 (4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要なことから、原則300万円以上の資金を有する者。 (5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。 (6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上となることが見込まれる者。	将来の地域の核となる担い手を育成するため、就農意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就農定着されることを目的に一貫した就農支援を行う。	毎年4月1日から翌年3月末日	若干名	産業課 TEL0475(32)2114	1、2、3、7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
白子町	農業支援事業	<p>将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は集落法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。</p> <p>(2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。</p> <p>(3)概ね10年以上農業を継続する者。</p> <p>(4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要ことから、原則300万円以上の資金を有する者。</p> <p>(5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。</p> <p>(6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上となることが見込まれる者。</p>	<p>将来の地域の核となる担い手を育成するため、就業意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就業定着されることを目的に一貫した就業支援を行う。</p>	毎年4月1日から翌年3月末日	若干名	産業課 Tel0475(33)2115	1、2、3、7
長南町	長南町若者定住促進事業	平成31年4月1日から令和6年3月31日までに住宅を取得した45歳以下の夫婦世帯	奨励金(上限200万円)を交付 ※詳細はホームページを参照してください	H31年4月1日～R6年3月31日	—	企画政策課 企画調整係 0475-46-2113 http://www.town.chonan.chibajp/kurashi/jutaku/wakamono.teijuu/3346/	8
	長南町空き家情報バンク制度	移住希望者	空き家を売買・賃貸したいと思っている方から、空き家バンクへの登録の申し込みを受け、空き家物件として情報を提供	—	—	企画政策課 企画調整係 0475-46-2113 http://www.town.chonan.chibajp/kurashi/jutaku/akiya/	8
	農林振興事業(新規就農者支援事業)	農業生産組合(長南町蓮根組合)	新規就農者への経営・技術に係るサポート活動に対し、指導料として交付(5,000円/半日)	—	—	農地保全課 0475-46-3396	9
勝浦市	新規就農相談	新規就農希望者	新規就農相談会の開催	—	—	農業委員会 0470-73-6637	1
	勝浦市空き家情報登録制度	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申し込みを受け、空き家物件等の情報を提供。	—	—	観光商工課 定住・ビジネス支援係 0470-73-6687 http://www.city.katsuura.lg.jp/	8
	若者等定住促進奨励金交付制度	新たに転入する若者夫婦 ※若者夫婦…夫または妻のいずれかが満40歳未満の夫婦	若者等の住宅環境の確保を支援。	—	—	—	8
いすみ市	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申し込みを受け、空き家物件等の情報を提供する。	—	—	水産商工課(移住・創業支援室) 0470-62-1332	8
	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、農業事務所との相談の場を設け、就農に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	農林水産課(農林班) 0470-62-1515	1
大多喜町	大多喜町空き家・空き地バンク制度	移住希望者	町内空き家・空き地物件情報を提供し、移住就業にあたっての住環境の確保を支援。	通年	—	企画課 交流促進係 0470-82-2112 koryu@town.otaki.lg.jp	8

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
御宿町	御宿町町内就業者家賃支援事業補助金交付事業	○申請要件 ・町内の借家等を借り上げて家賃を支払う町内に就業する者。 ・本町に住居登録し、その日から1年を経過していない者。 ・本町に定住する旨の誓約書を提出できる者。 ・過去に本助成を24ヶ月分交付されていない者。 ・年齢が45歳未満の者。 ・町税に滞納がない者。 ・公的制度による補助を受けていない者(青年就業給付金は除く)。 ・暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに密接な関係を有していない者 ○就業要件 次の各要件のいずれかを満たす町内で就業している者 ①常勤雇用労働者(パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く) ②個人事業主 ③農業者及び漁業者 ④就業希望者及び就漁希望者の内、国の青年就業給付金事業の対象者として認められている者	御宿町で、農業・漁業・商工業等就業する方に対し、家賃の三分の一(限度額2万円/月)を町が補助。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousui@town.onjuku.lg.jp	8
	空き家バンク	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供します。	通年	未定	企画財政課 0470-68-2512 kizai@town.onjuku.lg.jp	8
	御宿町耕作放棄地解消対策事業補助金交付事業	○補助対象者 御宿町の区域内にある耕作放棄地を耕作可能な農地に解消する事業を行う農業者又は農業者の組織する団体で、かつ、新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受けて、当該地を再度耕作可能な状態にし、事業実施する年度から起算して3年以上継続して耕作する町内の農業者に限る。 ○補助対象 耕作放棄地を耕作可能な状態にまで再生する事業を対象とする。	耕作放棄地解消対策事業に要した額の1/2に相当する額を町が補助。ただし、耕作可能な耕作放棄地面積1aあたり5千円を限度とする。補助金の申請については、耕作可能な耕作放棄地につき1回を限度とする。国又は県の補助対象となるものまたは、過去に国、県又は町の再生補助実施を実施した農地は補助対象としない。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousuika@town-onjuku.jp	4
館山市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農を希望する者に対し、研修受入施設等での実地研修を行うための支援や独立就農に向けた準備等を支援する。	—	—	農水産課 0470-22-3396	1
鴨川市	鴨川暮らしセミナー	本市へ移住・2地域居住を検討されている都市住民または、既存移住者及び市民	農業事務所OB等を講師とし、座学・実習を合わせた農業セミナーを年間20回開催。農的以外の内容もセミナーに組み込み、田舎暮らしに必要なスキルや楽しみ方も学ぶ。	随時	—	まちづくり推進課 住み続けたいまちづくり係 04-7093-7828 http://www.furusato-kamogawa.net/	2
	空き家バンク	本市への移住・2地域居住希望者	本制度へ登録した方に、空き家バンク等の物件情報を提供する。	通年	—		8
南房総市	三芳新規就農支援施設	市への定住意思がある、農業実務、農業研修の経験者、または、市内で農業研修を受ける者。	目的：新規就農者の定住を促進させるための初期段階として、農業経営者となることに強い意思を有するとともに農業で生計が成り立つ営農計画を作成できる者の住居として安価に借りられる施設 施設内容：和室(6畳)、洋室(10畳)、作業室(16畳)、浴室、トイレ、屋根裏(15畳) 使用料：月額35,000円	—	—		8
	南房総市新規就農者支援事業【就農研修支援事業】	(1)市内に住所があり、地域の中心的な農業者を目指す者で、農業経営体育成セミナーを受講する者 (2)原則55歳以下で市内に住所があり、研修終了後1年以内に市内で営農または雇用就農を開始する者	(1)県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額：1人につき5万円/年・最長3年 (2)市長が認定した市内の研修機関において6か月以上の研修を受ける者に対し、補助金を交付する事業 補助額：1人につき5万円/月・最長2年	—	—	農林水産課地域資源再生室 0470-33-1073 http://www.city.minamiboso.chi bajp/	3
	南房総市新規就農者支援事業【研修生受入支援事業】	指導農業者、農業者、認定農業者、農業生産法人または3戸以上の農家の集合体で、市内に住所がある者(事前に市長の認定を受けてもらいます。)	6か月以上かつ月間100時間以上の研修期間を設けて、研修生が就農に必要な農業技術などを教える者に対し、補助金を交付する事業 補助額：研修生1人につき3万円/月・同一研修生につき最長2年	—	—		6
	南房総市新規就農者支援事業【経営自立安定支援事業】	概ね55歳以下で市内に住所があり、就農後3年以内で今後5年以上市内で営農および居住する者	補助額：就農後3年の間で次のとおり 【非農家出身者】最長2年 交付1年目・1人につき5万円/月 交付2年目・1人につき3万円/月 【農家出身者】最長1年 1人につき3万円/月	—	—		4

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鋸南町	鋸南町新規就農者支援事業	(1) 町内に住所があり、千葉県が実施する農業経営体育成セミナーを受講する者 (2) 研修終了後に町内農地で営農又は雇用就農を開始する者	(1) 千葉県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額: 1人につき5万円/年・最長3年 (2) 千葉県立農業大学校の主催する研修を受講する者に対し、補助金を交付する 補助額: 1人につき5万円/年・最長3年	—	—	地域振興課 0470-55-4805 http://www.town.kyonan.chiba.jp/	3
君津市	君津市新規就農支援事業	新規就農希望者	君津市新規就農支援センターを設置 君津市就農奨励金貸付制度(最大月10万円×12ヶ月×3年以内で貸付)	通年	1人	農政課 0439-56-1671 nousei@city.kimitsu.lg.jp	1.4
富津市	富津市空家バンク	市内に移住を希望する方	希望者の「空家バンク」登録申込みを受け、賃貸や購入が可能な市内の空き家を紹介する。	—	—	企画課 0439-80-1223	8
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市新規就農者育成事業補助金	市内に居住する45歳未満の農業後継者又は新規参入者であること。 袖ヶ浦市の市税等の未納がないものであること。	(1) 千葉県農業大学校が実施する研修(農学科、研究科)の受講者1人につき1年度当たり8万円以内を補助する。ただし、最長2年度間とする。 (2) 千葉県君津農業事務所が実施する農業経営体育成セミナー受講者1人につき1年度当たり6万円以内を補助する。ただし、最長3年度間とする。	—	—	農林振興課 0438-62-3426	3